

江陽小学校南舎ト イレ改修機械設備工事

図 面 目 次		
番 号	図 面 名 称	縮 尺
M-01	機械設備特記仕様書(1)	————
M-02	機械設備特記仕様書(2)	————
M-03	配置図・附近見取図・工事概要	S=1:500
M-04	1階全体平面図	S=1:200
M-05	2階全体平面図	S=1:200
M-06	改修前 衛生器具表	————
M-07	改修後 衛生器具表	————
M-08	改修前後 衛生設備 1階普通教室便所(西)平面詳細図	S=1:50
M-09	改修前後 衛生設備 1階普通教室便所(東)平面詳細図	S=1:50
M-10	改修前後 衛生設備 2階普通教室便所(西)平面詳細図	S=1:50
M-11	改修前後 衛生設備 2階普通教室便所(東)平面詳細図	S=1:50
M-12	改修前後 換気設備機具表	————
M-13	改修前後 換気設備 1階普通教室便所(西)平面詳細図	S=1:50
M-14	改修前後 換気設備 1階普通教室便所(東)平面詳細図	S=1:50
M-15	改修前後 換気設備 2階普通教室便所(西)平面詳細図	S=1:50
M-16	改修前後 換気設備 2階普通教室便所(東)平面詳細図	S=1:50
A-7	外部仮設計画図(参考図)	S=1:400
A-9	1階平面図兼仮設計画図(参考図)	S=1:200
A-10	2階平面図兼仮設計画図(参考図)	S=1:200

江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 特記仕様書						
I 工事概要						
1. 工事場所 高知市江陽町1番30号						
2. 建物概要						
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計法に基づく
			延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域
校舎(南舎)	RC	2	2,724㎡	小学校		第一種住居地域
備考						
3. 工事種目						
庁舎						
換気設備	一式		衛星器具設備設備	一式	給水設備	一式
撤去工事	一式		発生材処理	一式		
4. 関連工事等						
○ 建築工事 ○ 電気設備工事 ○ 衛生設備工事 ○ 空調設備工事 ○ 植栽工事 ○ 外構工事 ○ 解体工事						
5. 概成工期 完成期限の()日(令和 年 月 日)						
6. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)						
○現場作業完了後からは、全ての工事範囲を部分使用する。						
II 設備工事仕様						
1. 特記仕様						
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。						
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。						
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
2. 適用基準等						
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。						
※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版						
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版						
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。						
3. 「週休2日制工事」の実施について						
※対象 ○選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型						
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする						
「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。(https://www.city.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka.html)						
・対象外(理由:)						
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について						
※対象・見込んでいない(理由: ※過去のWBGT値に基づき算出した日数が0日のため)						
○見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による)						
・対象外(理由:)						
項目 特記事項						
一般共通事項						
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関へ必要な届出手続き等を選滞なく行う。手続き等の費用は受注者の負担とす、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3]					
	給水装置新設分担金 ○給水、排水					
② 工事実績情報サービス(GORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]					
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]					
④ 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]					
⑤ 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]					
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]					
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の仕事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。(1.2.4) [1.2.4]					
⑧ 工事写真	工事写真はL板程度とし、工事の内容、目付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) (1.2.4) [1.2.4]					
	撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「營繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。					
	デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。					
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。(1.3.2) [1.3.2]					
10 電気保安技術者	適用する (1.3.2) [1.3.2]					
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ (1.3.3)、[1.3.3](1)による。					
	工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示					
	その他の施工条件					
	○ 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。					
	○ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。					
	○ 現場着手は、令和8年7月21日以降とする。ただし、現地調査は除く。					
	○ 撤去作業は、令和8年8月31日までとする。					
	○ M-17図面照					
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。					
⑬ 契約保証	※ 金銭的保証方式					
14 前払金支出割合区分補正	・ 有 ○ 無					
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。					

項目		特記事項																																																																									
16 統括安全衛生管理義務者の指名		配置人員の資格																																																																									
⑬ 発生材の処理		<ul style="list-style-type: none"> 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]</p>		資格	資格要件	配置人数	1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																																															
資格	資格要件	配置人数																																																																									
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																																																																									
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																																																									
17 発生材の処理		<p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。</p> <p>自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承認を得る。(積替・保管についても同様とする。)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に關する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づき車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。</p> <p>また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその口票の写しを提出しなければならない。</p> <p>ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。</p> <p>この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかに口票の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き渡しを要するもの () ・ 現場再利用を図るもの () ・ 再生資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート) ・ ※ 有価物処理を図るもの (※ 金属) <p>有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 (・ PCB使用機器) ・ PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・ フロン類の回収・破壊を図るもの (・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器) ・ フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特殊な建設副産物 (・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式煙感知器) <p>開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。</p> <p>イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p><せつこうボードの処理方法></p> <p>ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業者に処分を委託 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1] 																																																																									
18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)		再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。																																																																									
19 石綿含有材の事前調査		<ul style="list-style-type: none"> a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前調査範囲</th> <th>※ 改修範囲</th> <th><6.1.3></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸与資料</td> <td>・ 有 ・ 既存の設計図書</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 無</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>分析調査</td> <td>※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。</td> <td><6.1.3></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 分析(調査材料使用部位)</td> <td>調査材料名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 分析方法</td> <td>※ 定性分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事前調査範囲	※ 改修範囲	<6.1.3>	貸与資料	・ 有 ・ 既存の設計図書	()		・ 無	()	分析調査	※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。	<6.1.3>		・ 分析(調査材料使用部位)	調査材料名		・ 分析方法	※ 定性分析		定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																																																				
事前調査範囲	※ 改修範囲	<6.1.3>																																																																									
貸与資料	・ 有 ・ 既存の設計図書	()																																																																									
	・ 無	()																																																																									
分析調査	※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。	<6.1.3>																																																																									
	・ 分析(調査材料使用部位)	調査材料名																																																																									
	・ 分析方法	※ 定性分析																																																																									
	定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																																																																										
20 化学物質の室内濃度の測定		<ul style="list-style-type: none"> ※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。</p> <p>測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン</p>																																																																									
21 グリーン購入法		<p>「国等による環境物品等の調達に關する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]</p>																																																																									
22 設備機材等		<p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]</p>																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">23 特別な材料の工法</td> <td colspan="2">公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24 技能士の適用</td> <td colspan="2">本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2] </td> </tr> <tr> <td colspan="2">25 完成時の提出物</td> <td colspan="2">公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 ○ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) P D Fデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 ○ 不要 f) 工具類(・ 錆鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル) </td> </tr> <tr> <td colspan="2">26 建築物等の利用に関する説明書</td> <td colspan="2">作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び品番は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyuo_tebiki.html)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">27 取扱い説明</td> <td colspan="2">完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記事事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">28 不当要求等への対応</td> <td colspan="2">完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">29 不正軽油の使用の禁止</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">30 消防計画</td> <td colspan="2">工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">31 工事用水・電力</td> <td colspan="2"> <p>構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 <p>構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 <p>四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">32 仮囲い</td> <td colspan="2">※ 別契約工事 ・ 図示</td> </tr> <tr> <td colspan="2">33 砂利地業</td> <td colspan="2">原則として再生クラッシュランを使用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">34 保護砂</td> <td colspan="2">原則として再生砂を使用する。その場合、六面クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">35 埋戻し</td> <td colspan="2">※ 掘削良質土 ・ 砕石</td> </tr> <tr> <td colspan="2">36 建設発生土の処理</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) <p>受入れ施設名: 受入れ場所:</p> <p>構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusaki.html)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">37 電気主任技術者への報告</td> <td colspan="2">電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">38 工事特性等</td> <td colspan="2">受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</td> </tr> </tbody> </table>		項目		特記事項		23 特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。		24 技能士の適用		本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2] 		25 完成時の提出物		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2]				<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 ○ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) P D Fデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 ○ 不要 f) 工具類(・ 錆鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル) 		26 建築物等の利用に関する説明書		作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び品番は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyuo_tebiki.html)		27 取扱い説明		完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記事事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]		28 不当要求等への対応		完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]		29 不正軽油の使用の禁止		<ul style="list-style-type: none"> a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 		30 消防計画		工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。		31 工事用水・電力		<p>構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 <p>構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 <p>四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p>		32 仮囲い		※ 別契約工事 ・ 図示		33 砂利地業		原則として再生クラッシュランを使用する。		34 保護砂		原則として再生砂を使用する。その場合、六面クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。		35 埋戻し		※ 掘削良質土 ・ 砕石		36 建設発生土の処理		<ul style="list-style-type: none"> ※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) <p>受入れ施設名: 受入れ場所:</p> <p>構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusaki.html)</p>		37 電気主任技術者への報告		電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。		38 工事特性等		受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。	
項目		特記事項																																																																									
23 特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。																																																																									
24 技能士の適用		本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2] 																																																																									
25 完成時の提出物		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2]																																																																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 ○ 不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 d) P D Fデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 ○ 不要 f) 工具類(・ 錆鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル) 																																																																									
26 建築物等の利用に関する説明書		作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び品番は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyuo_tebiki.html)																																																																									
27 取扱い説明		完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記事事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]																																																																									
28 不当要求等への対応		完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]																																																																									
29 不正軽油の使用の禁止		<ul style="list-style-type: none"> a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 																																																																									
30 消防計画		工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																																									
31 工事用水・電力		<p>構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 <p>構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 <p>四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p>																																																																									
32 仮囲い		※ 別契約工事 ・ 図示																																																																									
33 砂利地業		原則として再生クラッシュランを使用する。																																																																									
34 保護砂		原則として再生砂を使用する。その場合、六面クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。																																																																									
35 埋戻し		※ 掘削良質土 ・ 砕石																																																																									
36 建設発生土の処理		<ul style="list-style-type: none"> ※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) <p>受入れ施設名: 受入れ場所:</p> <p>構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusaki.html)</p>																																																																									
37 電気主任技術者への報告		電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。																																																																									
38 工事特性等		受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。																																																																									

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名

江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事

係 係長 課長補佐 課長 図面番号

前田 戸田 伊藤 桑本 M - 01

図 面 名 特記仕様書(1)

更新日

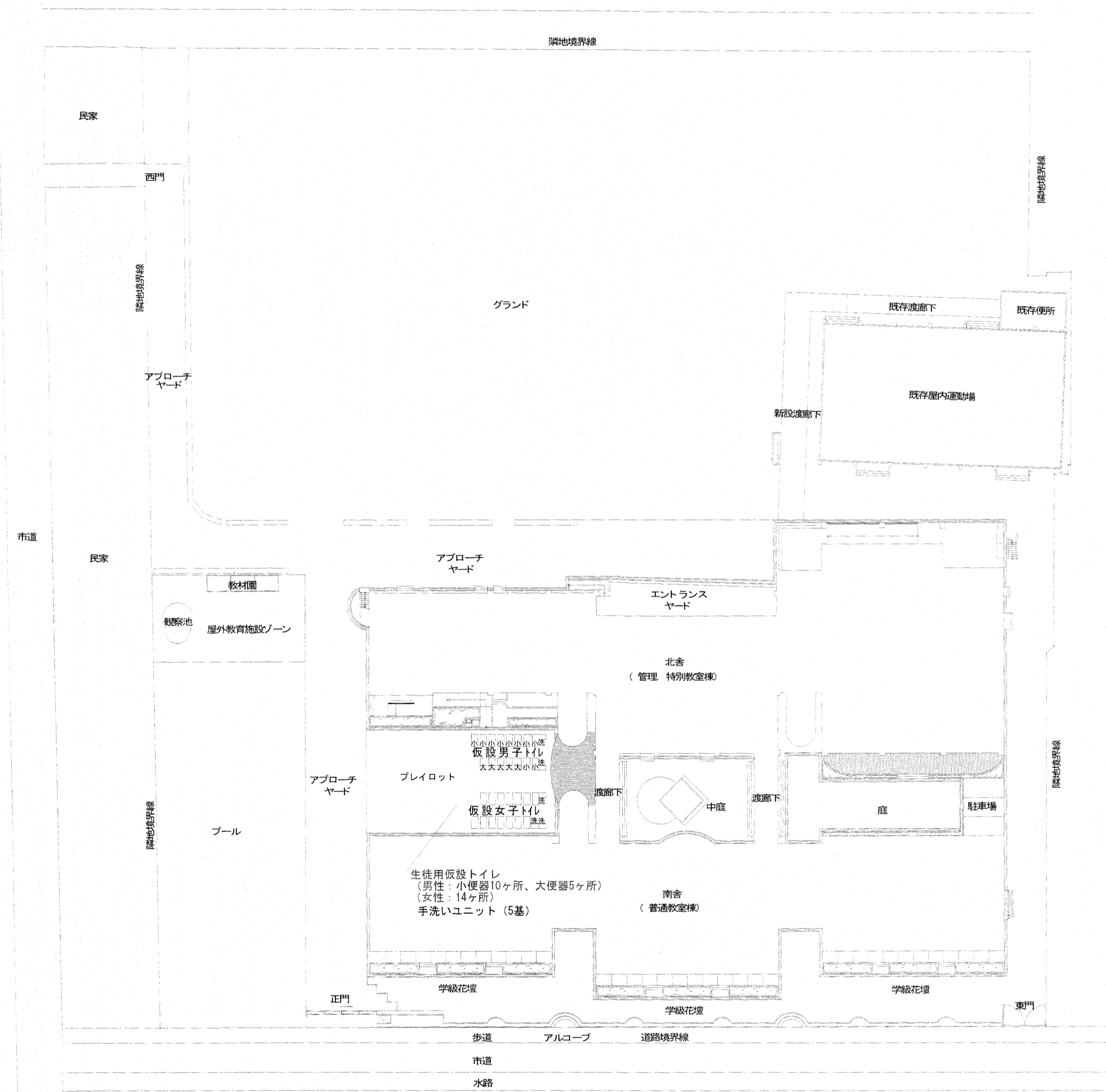
2026. 4. 1

作 図

2026年

4月

13日



配置図 S=1: 500

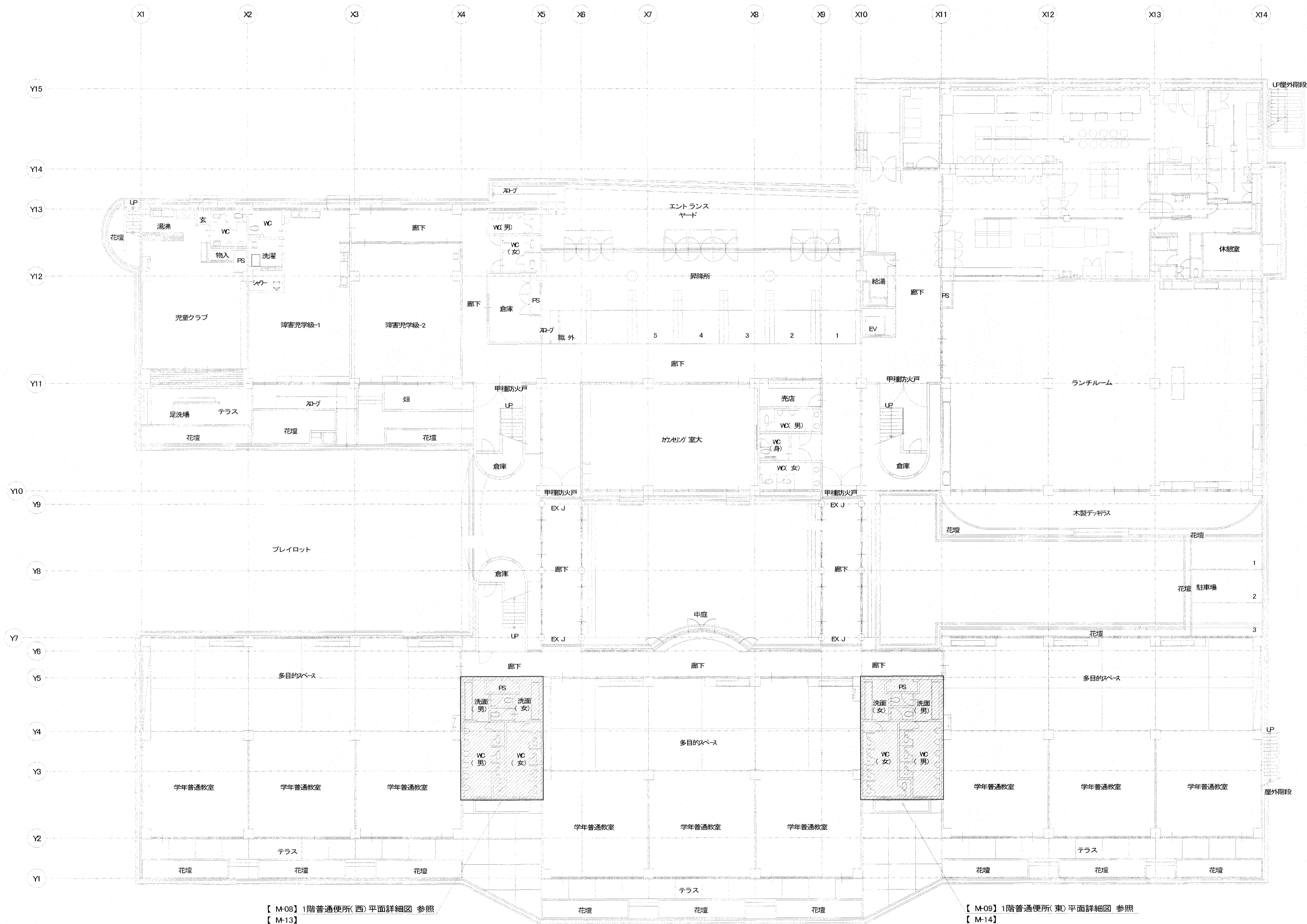
工事概要
 □ トイレ 老朽化に伴う 内部改修工事 (便所洋式化及び乾式化)
 ・対象箇所=南舎1階・2階

① 機械設備
 ・衛生設備器具一式取替、器具取替に伴う 配管改修工事 (対象範囲)
 ・換気設備機器取替及びダクト 改修工事 (対象範囲)
 ・PS内配管の改修工事 (対象範囲)

仮設トイレ
 簡易水洗式・腰掛便器タイプ・汲み取り式・消毒液×19本
 ※仮設トイレはリース品とする。
 ※設置期間は、9月1日～10月18日
 ※設置期間中の保守管理(清掃・備品管理)は、別途とする。
 ※設置位置は施設関係者と協議の上決定する事。
 ※仮設給水配管20A、屋外手洗器より取水(25m程度)

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所 (高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号 (高知県) 管理建築士 (常石 忠) 〒781-5108 高知市湖見台一丁目2407番地 Tel: 088-890-3566 E-mail: t.004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 配置図・附近見取図・工事概要	設計年月 R07. 11 縮尺 1/500	高知市都市建設部公共建築課 係長 田中 係長 戸田 課長補佐 伊藤 課長 松本	図面No. M-03



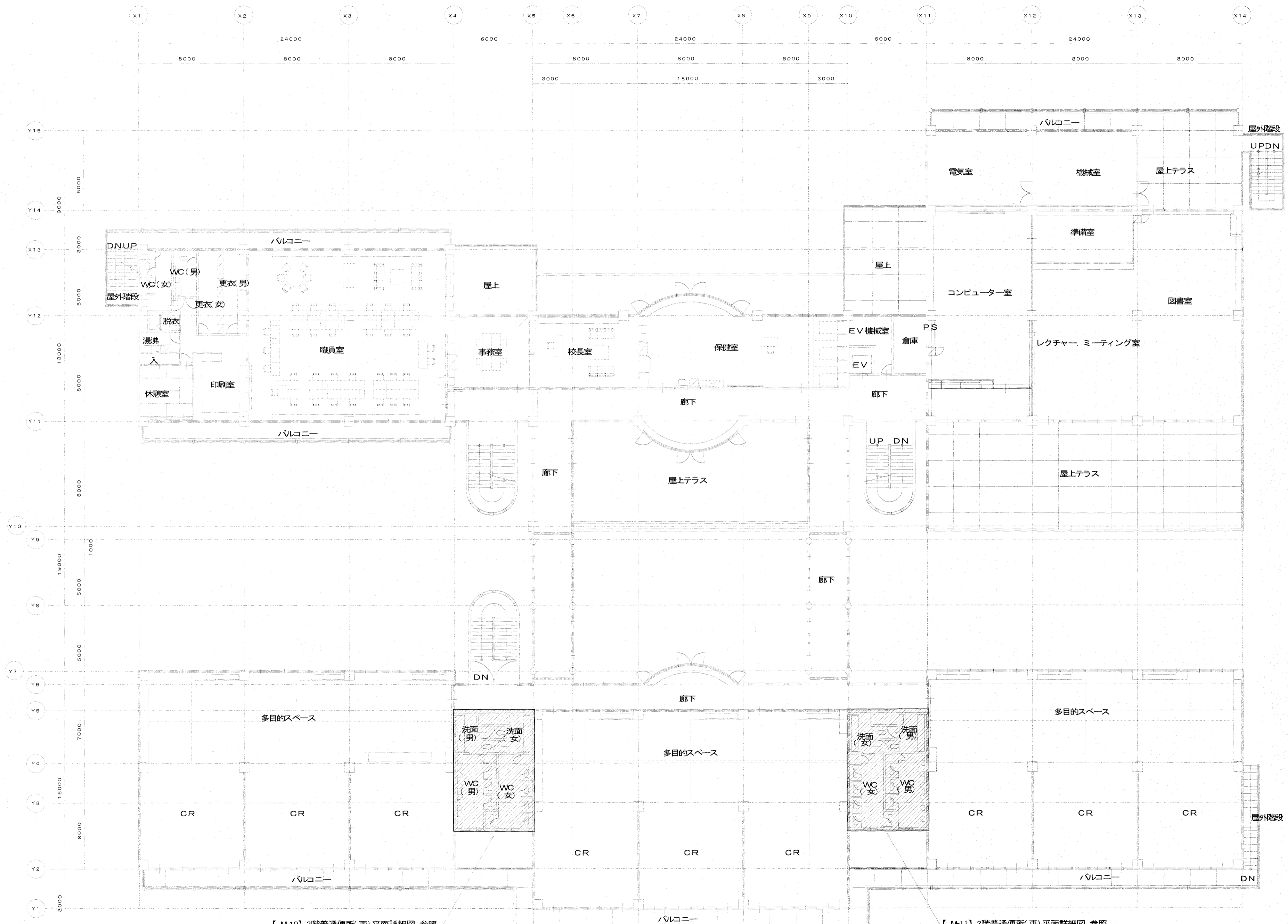
【 M-08】1階普通便所(西)平面詳細図 参照
【 M-13】

【 M-09】1階普通便所(東)平面詳細図 参照
【 M-14】

1階全体平面図 S=1:200

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計 工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 1階全体平面図	設計年月 F07.11 縮尺 1/200	高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 	図面No. M-04
	出図 A2 100% → A3 71%縮小				



【 M-10】2階普通便所(西)平面詳細図 参照
【 M-15】

2階全体平面図 S=1:200

【 M-11】2階普通便所(東)平面詳細図 参照
【 M-16】

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 089-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 089-880-3580	設計 工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 2階全体平面図	設計年月 F07.11 縮尺 1/200	出図 A2 100% → A3 71%縮小 高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 図面No. M-05

【改修前】トイレ 衛生器具表												
名 称	品 番	階 合 計	1		1		2		2		2	
			普通西・男	普通西・女	普通東・男	普通東・女	普通西・男	普通西・女	普通東・男	普通東・女		
和風大便器	O-755VF, TV152	32	3	5	3	5	3	5	3	5		
耐火カバー	HGS755V	16					3	5	3	5		
洋風大便器	C 48AS, TL152N	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
紙巻器		40	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6
小便器	U-307, T60PQ	24	6		6		6		6		6	
仕切板	A100AY	20	5		5		5		5		5	
大型鏡	(建築工事)	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
レバー式横水栓	T23BE13(V9)	16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
横水栓	T23BE13	24	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
横水栓	T200ES13	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手摺(L型手摺)	W 92-32(L=800)(大便器用)	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手摺(小便器用手摺)	W 95-2(φ32)(小便器用)	4	1		1		1		1		1	
手摺(I型手摺)	TS110P2(洗面用)	16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
流し排水金物	T14AA-50	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
流し排水金物(掃除用)	SND-1B50	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
床排水金物	T5A-65	8	2	2	2	2						
床排水金物	T5B-65	8					2	2	2	2	2	2
床上掃除口	COA-100	4	1	1	1	1						
床上掃除口	COB-80	4					1	1	1	1	1	1
床上掃除口	COB-100	4					1	1	1	1	1	1
Uトラップ	UT-50	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※既存機器表について、50A以下のバルブ(減圧弁含む)については省略とする。

【既存】トイレ 衛生器具表					
名 称	品 番	階 合 計	1		備 考
			普通西足洗場	普通東足洗場	
ホーム水栓	T200ES13	6	3	3	既存のまま
不凍栓 T200ES13へ取付	NF-H	6	3	3	既存のまま
レバー式ホーム水栓	T200ES13(V3)	4	2	2	既存のまま
排水目皿		4	2	2	既存のまま

出図 A2 100% → A3 71%縮小

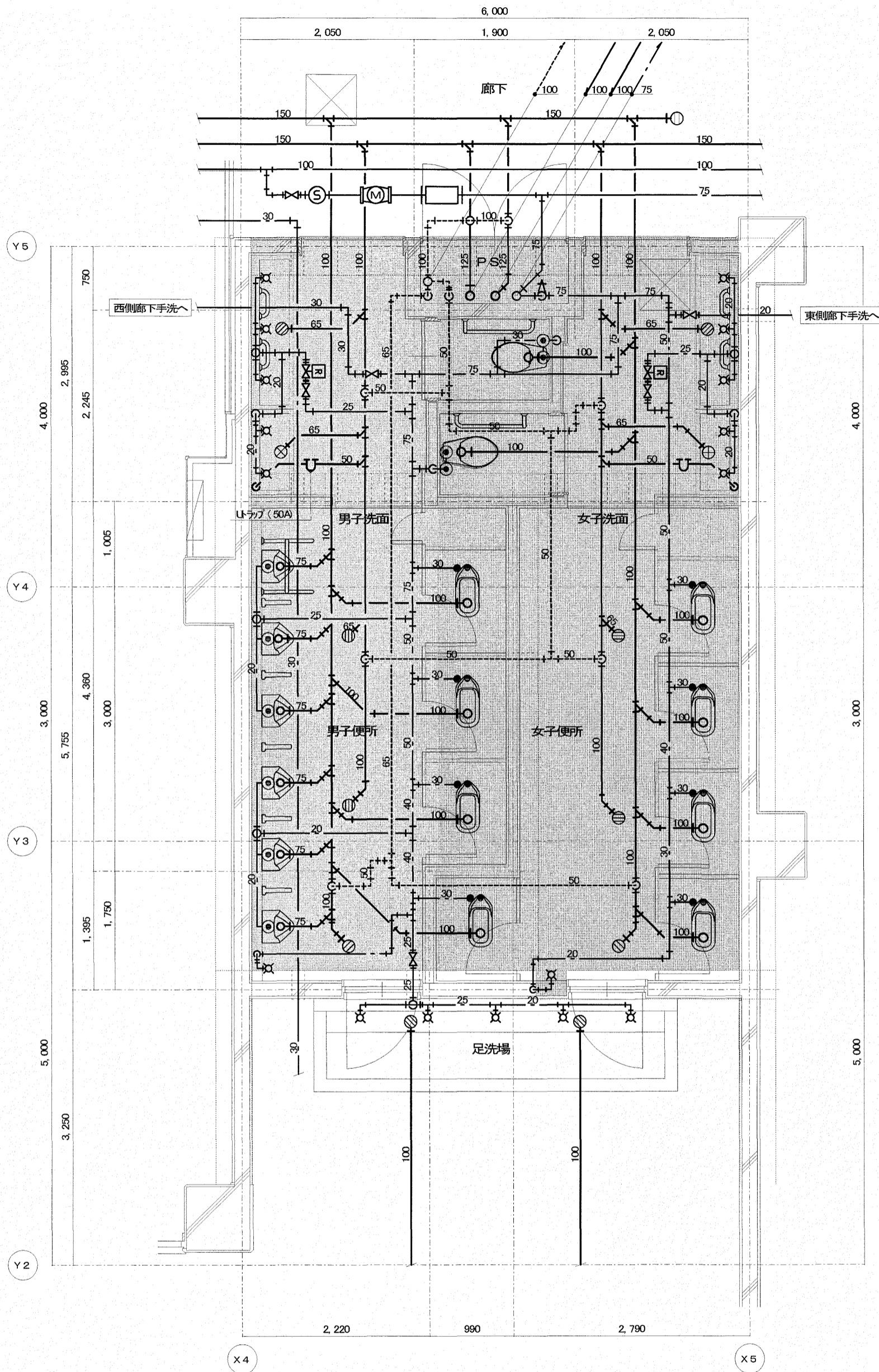
特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@cb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 改修前 衛生器具表	設計年月 F07.11 縮尺	高知市都市建設部公共建築課	係 係長 課長補佐 課長	係長 伊藤 松本	図面No. M-06
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-------------------------------------------------	----------------------	---------------	-----------------------	----------------	---------------

注1) 本表に示す品番は衛生器具に求める標準的な品質及び性能を例示するためのものであり、器具選定の際は監督職員の承諾を受けること。
 注2) 固定金具等について各メーカーにおける標準的な品番を例示しているが、工事では実際の壁(床)の施工方法に適合する各メーカー専用固定金具を選定すること。
 注3) 設計図面に衛生器具数量表の記載がある場合には、本表とは別途これらを見込むこと。
 注4) ここに記載のない付属品についても、現場で必要な場合は、適宜選定して使用すること。

No.	名称	電源	TOTO品番【付属品等】	LIXIL品番【付属品等】	No.	階	1	1	1	1	2	2	2	2
						合計	普通(西・男)	普通(西・女)	普通(東・男)	普通(東・女)	普通(西・男)	普通(西・女)	普通(東・男)	普通(東・女)
1	FV式洋風便器		CS494【HP430-7】	C-P25S【便器同梱】	1	28	2	5	2	5	2	5	2	5
2	一ノノレバ一式FV(壁給水)		TV565P	CF-T7110	2	12	2	1	2	1	2	1	2	1
3	一ノノレバ一式FV(床給水)		TV565CP	CF-T7114A	3	16		4		4		4		4
4	便器用マット		T82CR32	CF-103BB	4	28	2	5	2	5	2	5	2	5
5	便座当たり止め		TSI53S	CF-51B	5	28	2	5	2	5	2	5	2	5
6	前丸便座(便蓋無)		TC291J	CF-39CK	6	28	2	5	2	5	2	5	2	5
7	紙巻器		YHI17	CF-32H	7	28	2	5	2	5	2	5	2	5
8	L型手摺(柵欄被覆)		T112CL9【T110D3R×3】	KF-920AE70D12J【AY-55FN×3】	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	壁掛外一ノノ便器		UFH500【T9R, TG600PN, HP500】	U-406RJ【SF-10E, UF-3JT, UF-506BW P】	9	24	6		6		6		6	
10	小便器用手摺(柵欄被覆)		T112CU22【T110D3R×4】	KF-701AEJ【AY-55FN×4】	10	4	1		1		1		1	
11	ポウルー一体形洗面器		マブライトカウンター MK45C 一方エプロン(洗面器3個) L=2,790	マベリイカウンター(ポウルー一体タイプ) MB-451KAW S(洗面器3個) L=2,790	11	8	1	1	1	1	1	1	1	1
12	” ブラケット		M9P40A	MBF-50A	12	32	4	4	4	4	4	4	4	4
13	” 立水栓		TLC11AR	LF-E02	13	24	3	3	3	3	3	3	3	3
14	” 止水栓		TLC4A1F	LF-3V382W 80	14	24	3	3	3	3	3	3	3	3
15	” 排水金具(壁)		M356W	LF-105PAL-H	15	24	3	3	3	3	3	3	3	3
16	耐食鏡(大)		YM4560F	KF-4560A	16	24	3	3	3	3	3	3	3	3
17	掃除流し(床排水)		SK322【T9R, T37SGEP, TK22, T23BQ13C】	S-200【LF-7KZ-13-U, SF-10E, SF-20SAF-P】	17	8	1	1	1	1	1	1	1	1

18	床上掃除口(塩ビ床シート用)		COA100		18	16	2	2	2	2	2	2	2	2
19	ボール弁(管端コア付)		20A		19	2		1		1				
20	ボール弁(管端コア付)		25A		20	2	1		1					
21	ボール弁(管端コア付)		30A		22	2	1		1					
22	バタフライ弁		75A		21	4		1		1		1		1

出図 A2 100% → A3 71%縮小



配管切断必要箇所		
給水	20A	1
給水	25A	1
給水	30A	3
給水	75A	1
排水	100A	4
排水	125A	2
通気	100A	1

床手はつり補修箇所		
貫通径 × 厚み	排水	
φ150 × 100L		
φ175 × 100L	2	
φ200 × 100L	4	

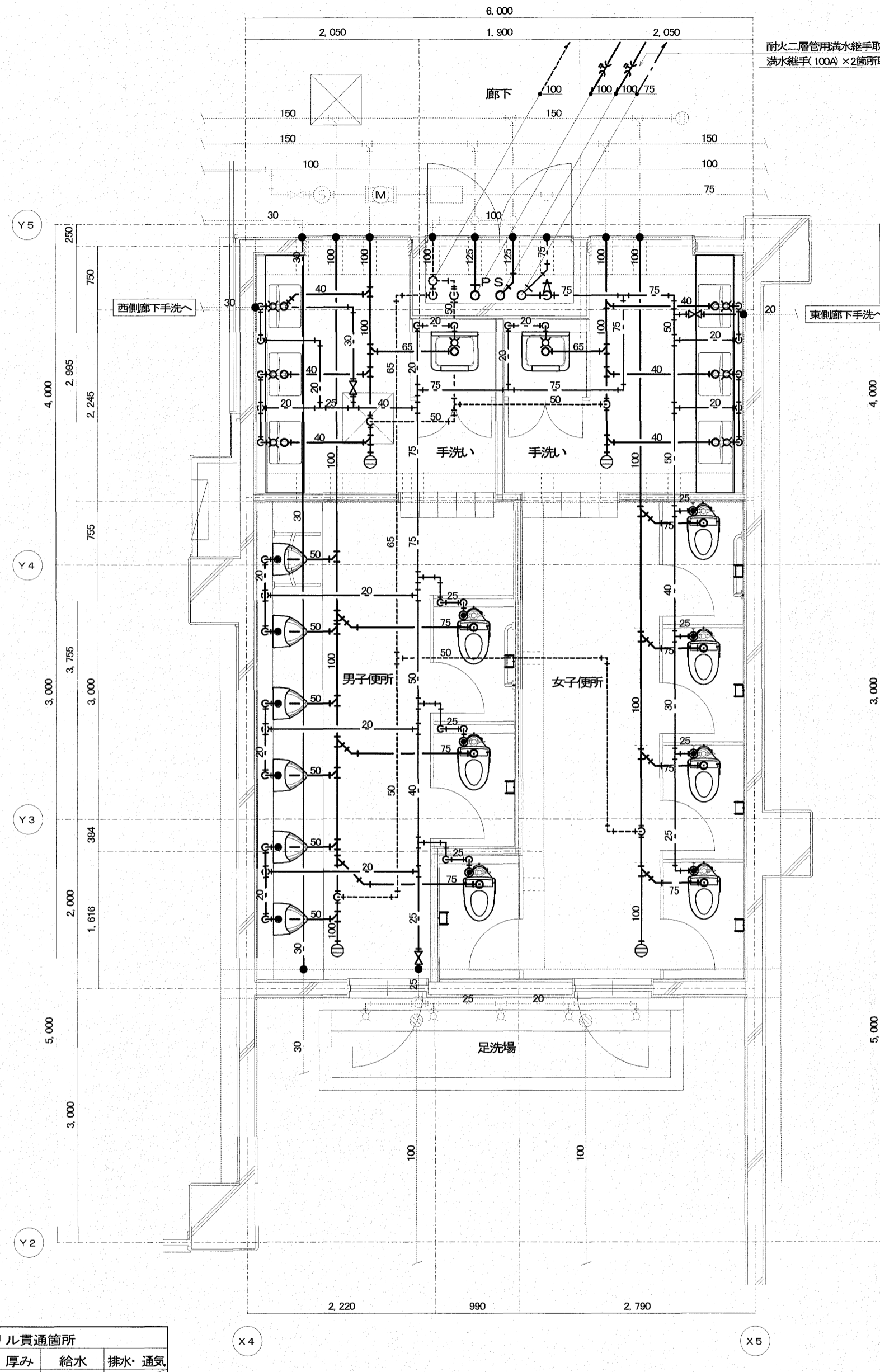
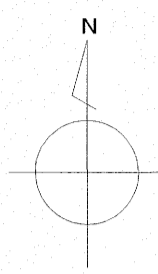
※撤去対象以外の給水管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※撤去対象以外の排水管・通気管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※掃除口・排水金物については、床手はつりの上撤去。
 着色部分の室内衛生器具・配管類を撤去・処分する。

和便器撤去跡スラブ補修は建築工事

凡例	
	既設床下点検口(600×600)を示す

【改修前】1階 普通教室便所(西) 平面詳細図 S:1:50

梁位置を示す。



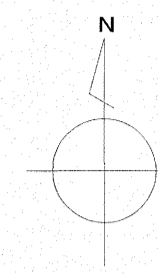
床ダイヤドリル貫通箇所			
貫通径 × 厚み	給水	排水	通気
φ50 × 200L	16		
φ75 × 200L			
φ100 × 200L		12	
φ125 × 200L		9	
φ150 × 200L		4	

※給水管(PS~西側廊下手洗及び東側廊下手洗)については、夏休み中に工事(既設管接続共)まで行ない、上記給水可能状態にしておくこと。

凡例(特記事項)	
	既設配管接続部を示す

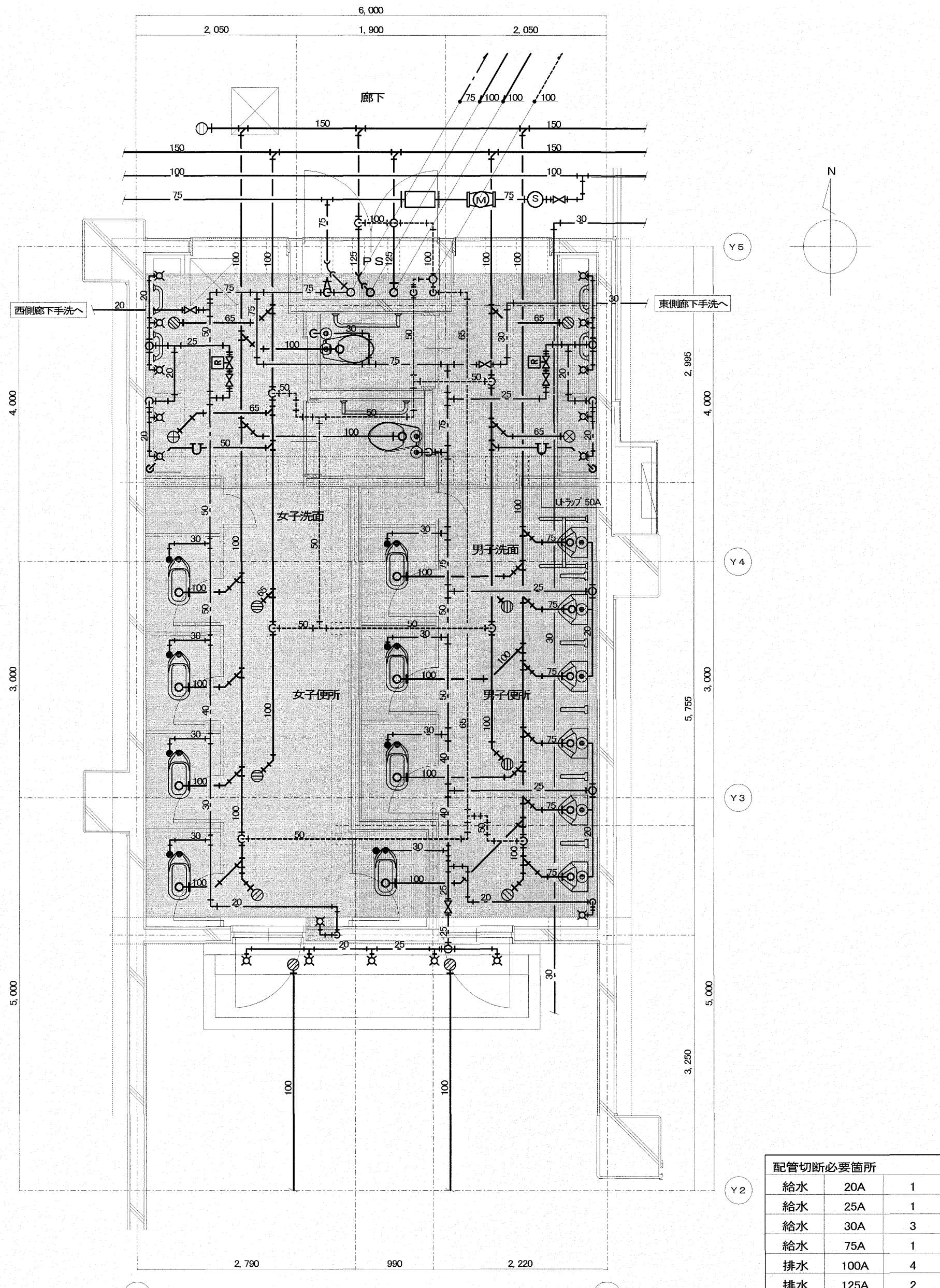
【改修後】1階 普通教室便所(西) 平面詳細図 S:1:50

梁位置を示す。



耐火二層管用過水継手取付(汚水管・雑排水用)
 過水継手(100A)×2箇所取付

出図 A2 100% → A3 71%縮小



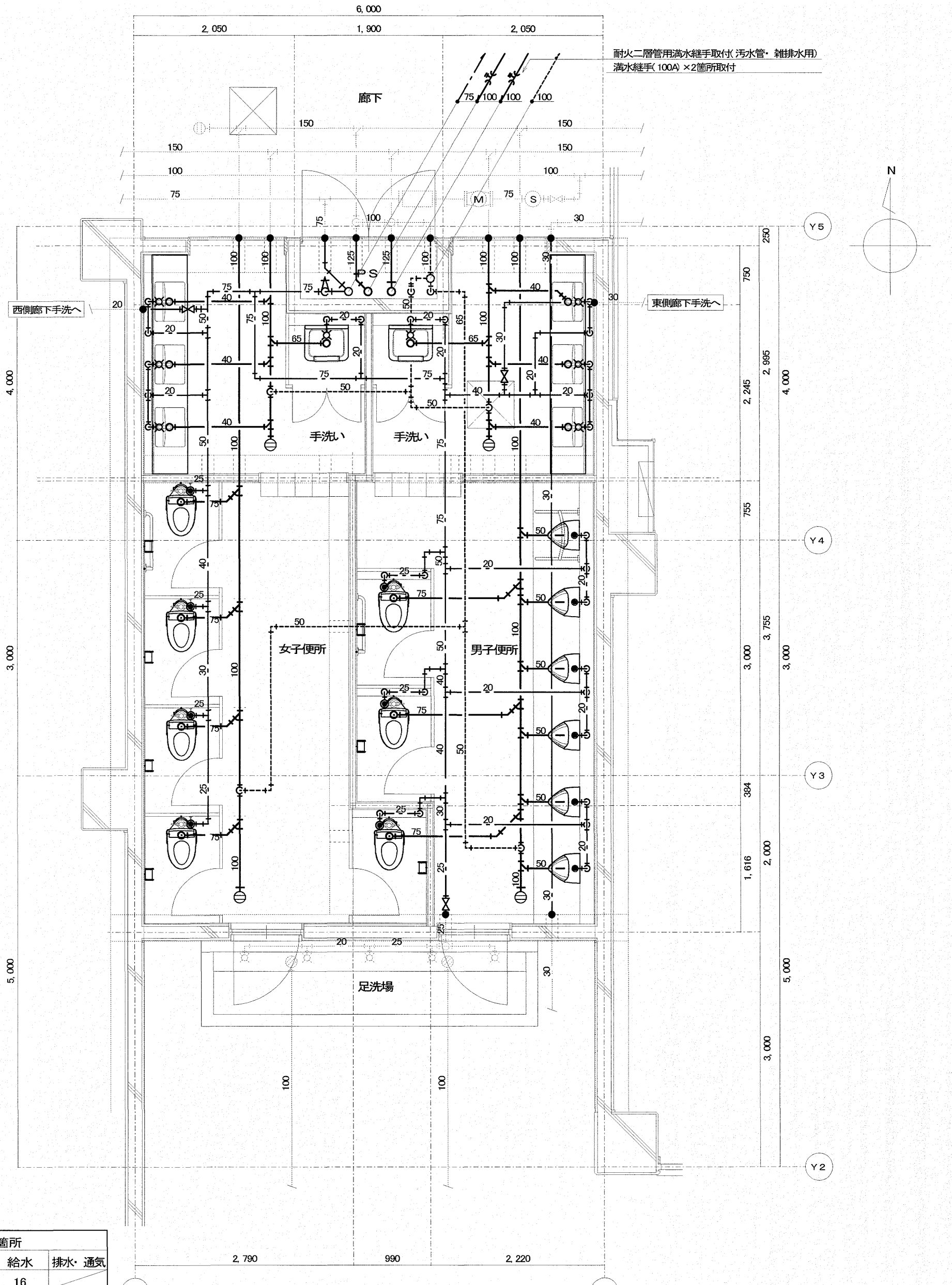
配管切断必要箇所		
給水	排水	通気
20A		1
25A		1
30A		3
75A		1
100A		4
	125A	2
	100A	1

床手はつり補修箇所		
貫通径 × 厚み	給水	排水
φ150 × 100L		
φ175 × 100L		2
φ200 × 100L		4

※撤去対象以外の給水管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※撤去対象以外の排水管・通気管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※掃除口・排水金物については、床手はつりの上撤去。
 着色部分の室内衛生器具・配管類を撤去・処分する。

和便器撤去跡スラブ補修は建築工事
 凡例
 ☒ 既設床下点検口(600×600)を示す

【改修前】1階 普通教室便所(東) 平面詳細図 S-1:50
 梁位置を示す。



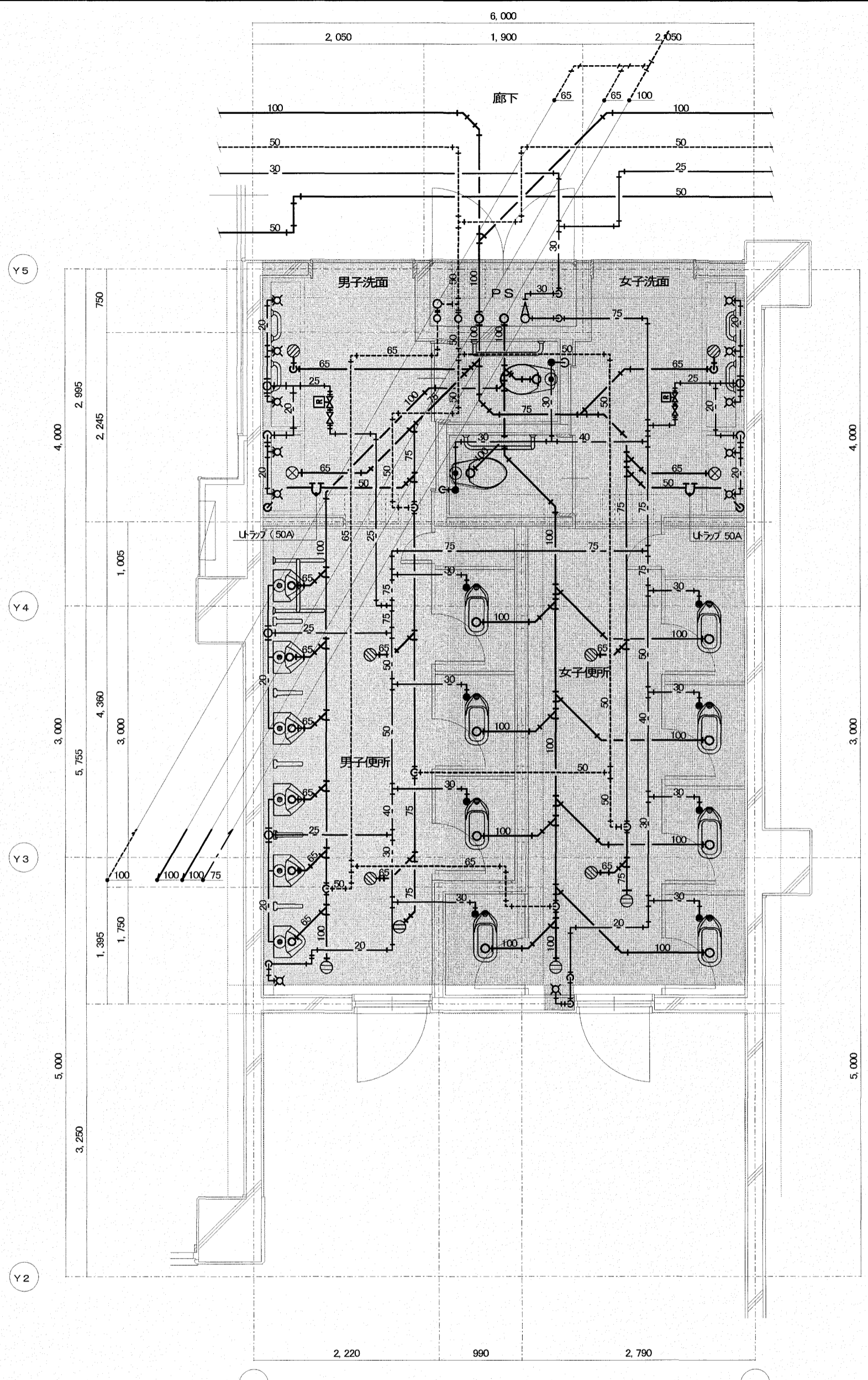
床ダイヤドリル貫通箇所			
貫通径 × 厚み	給水	排水	通気
φ50 × 200L	16		
φ75 × 200L			
φ100 × 200L		12	
φ125 × 200L		9	
φ150 × 200L		4	

凡例(特記事項)
 ● 既設配管接続部を示す

※給水管(PS~西側廊下手洗及び東側廊下手洗)については、夏休み中に工事(既設管接続共)まで行ない、上記給水可能状態にしておくこと。

【改修後】1階 普通教室便所(東) 平面詳細図 S-1:50
 梁位置を示す。

出図 A2 100% → A3 71%縮小



配管切断必要箇所			
給水	30A		1
排水	100A		1
通気	50A		1

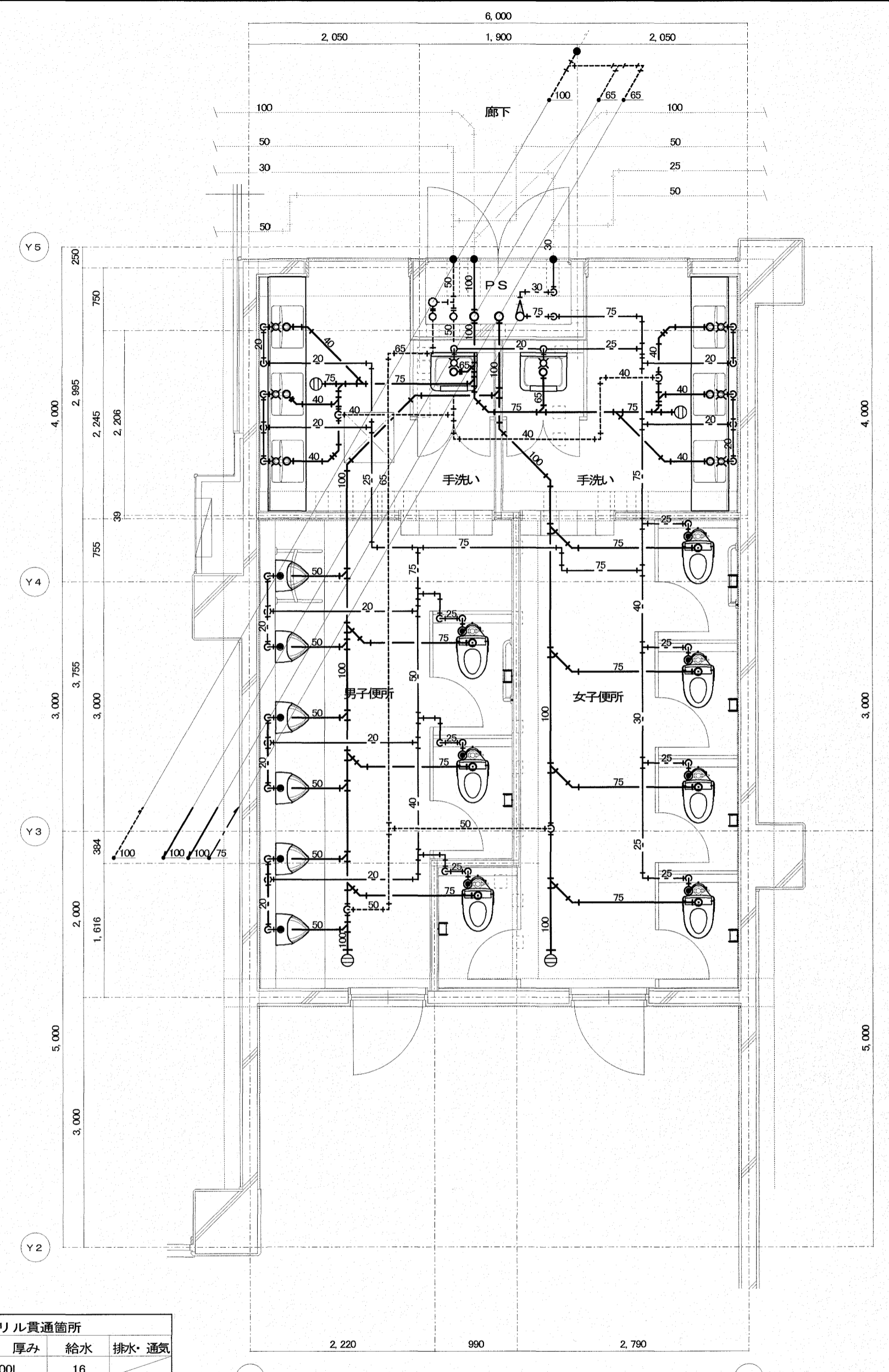
床手はつり補修箇所			
貫通径 × 厚み			排水
φ150 × 100L			
φ175 × 100L			6
φ200 × 100L			2

※撤去対象以外の給水管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※撤去対象以外の排水管・通気管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※掃除口・排水金物については、床手はつりの上撤去。
 着色部分の室内衛生器具・配管類を撤去・処分する。

和便器撤去跡フタ補修は建築工事

凡例	
	既設床下点検口(600×600)を示す

【改修前】2階普通教室便所(西)平面詳細図 S=1:50
 梁位置を示す。

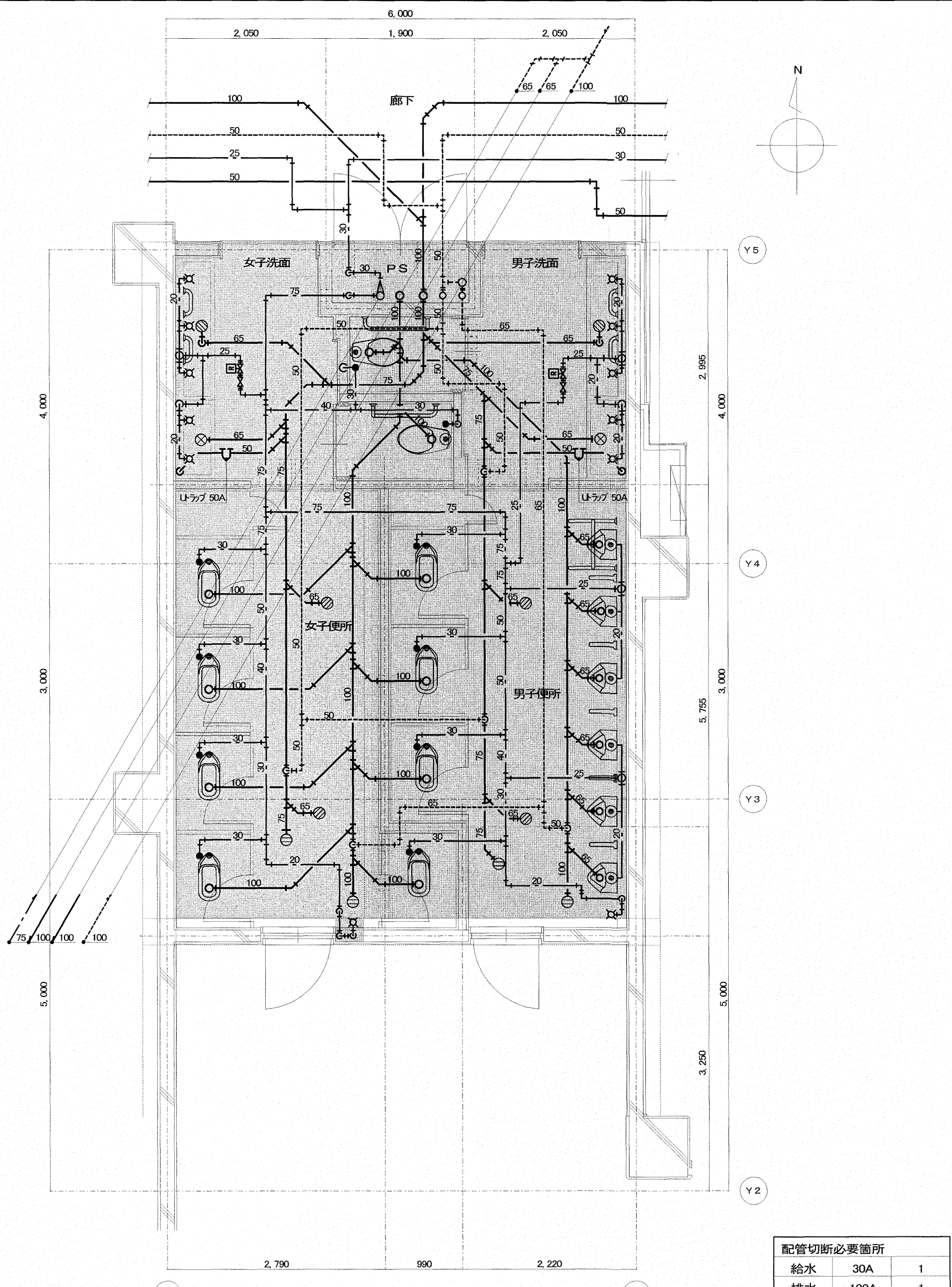


床ダイヤドリル貫通箇所			
貫通径 × 厚み	給水	排水	通気
φ50 × 200L		16	
φ75 × 200L			
φ100 × 200L			12
φ125 × 200L			9
φ150 × 200L			4

凡例(特記事項)	
	既設配管接続部を示す

【改修後】2階普通教室便所(西)平面詳細図 S=1:50
 梁位置を示す。

出図 A2 100% → A3 71%縮小



配管切断必要箇所			
給水	30A	1	
排水	100A	1	
通気	50A	1	

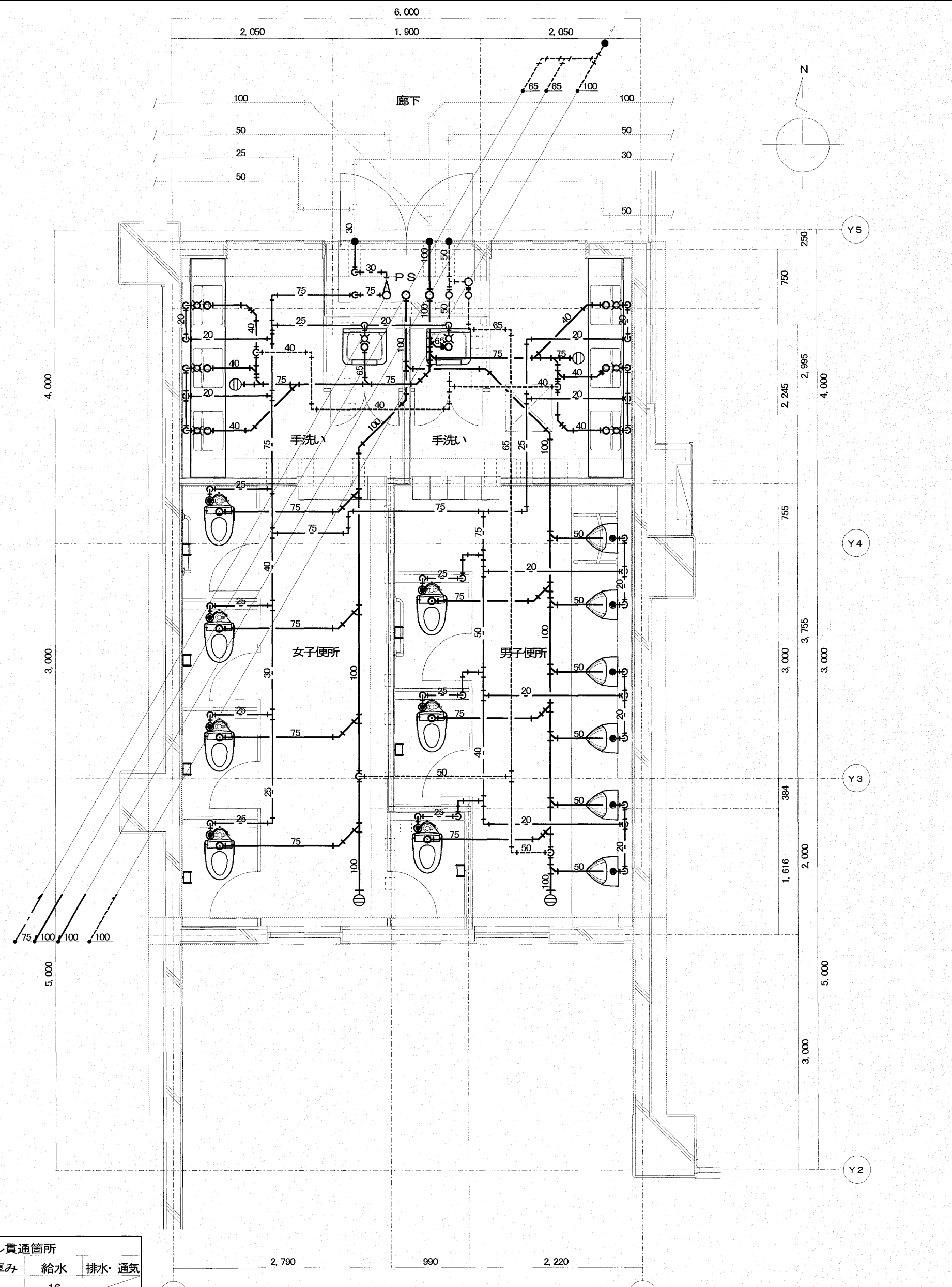
床手はつり補修箇所			
貫通径 × 厚み			排水
φ150 × 100L			
φ175 × 100L		6	
φ200 × 100L		2	

※撤去対象以外の給水管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※撤去対象以外の排水管・通気管については、配管切断処置の上、配管を残置すること。
 ※掃除口・排水金物については、床手はつりの上撤去。
 着色部分の室内衛生器具・配管類を撤去・処分する。

和便器撤去跡スラブ補修は建築工事

凡例	
	既設床下点検口(600×600)を示す

【改修前】2階普通教室便所(東)平面詳細図 S=1:50
 梁位置を示す。



床ダイヤドリル貫通箇所			
貫通径 × 厚み	給水	排水	通気
φ50 × 200L	16		
φ75 × 200L			
φ100 × 200L		12	
φ125 × 200L		9	
φ150 × 200L		4	

凡例(特記事項)	
	既設配管接続部を示す

【改修後】2階普通教室便所(東)平面詳細図 S=1:50
 梁位置を示す。

出図 A2 100% → A3 71%縮小

記号	名称	機器仕様	電源	設置場所	数量	備考
FE-6	排気送風機 (スレートボックスファン)	天吊消音耐湿形(FS-4との連動運転)	1φ-100V	1・2階生徒用心	8	撤去・処分
		φ200×900m ² /H×100Pa×351W(弱運転)				
		附属品: スプリング式防振吊金具 参考品番: BFS-100SD(三菱電気)				
FE-12	排気送風機 (中間ダクト扇)	低騒音形(FS-4との連動運転)	1φ-100V	1・2階生徒用心	4	撤去・処分
		φ100×100m ² /H×50Pa×14W				
		参考品番: V-15ZXF4-Z(三菱電気)				
FS-4	給気送風機 (スレートボックスファン)	天吊消音形(FE-6との連動運転)	1φ-100V	1・2階生徒用心	8	撤去・処分
		φ200×450m ² /H×50Pa×102W(弱運転)				
		附属品: スプリング式防振吊金具 参考品番: BFS-80SSU(三菱電気)				

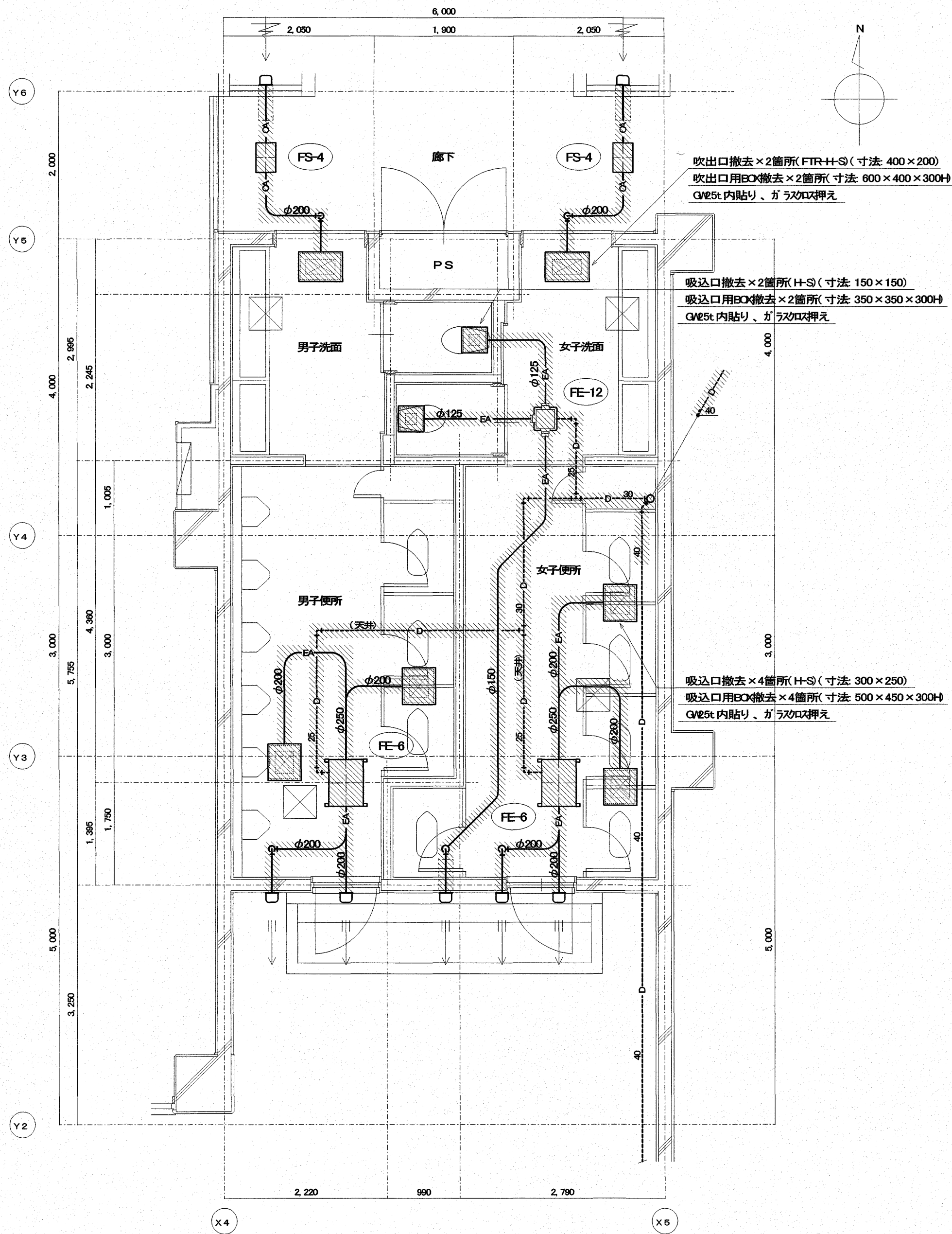
特記事項
換気機器の「ON・OFF」スイッチは、職員室内に有り。

記号	名称	機器仕様	電源	設置場所	数量	備考
FE 2	標準換気扇	格子タイプ 電気式シャッター付→アルミパネル据付	1φ-100V	普通教室便所 1・2階(西)(東)	8	
		φ300×700m ² /h×3Pa×30.5w				
		附属品: 不燃枠(φ300用) φ300用給排気形セザーカー(SUS304)、防鳥網付、シーリング共				

特記事項
機器風量、静圧は記入値以上とする。
排気ダクトは、スパイラルダクトを使用する。
機器接続部はフレキシブルダクト(給気については保温付)、又はたわみ継手を取付。
給気ダクトには結露防止の為、グラスウール25t+アルミガラス繊維保温巻とする。
換気機器のON・OFFは、既設スイッチに接続(既設配線接続は電気設備工事)とする。
換気設備機器への電源送りは、電気設備工事とする。
施工にあたっては、施工図によりダクト外の圧力損失計算を行い、取付機器のチェックを行う事。
天井点検口は建築工事とする。

※消費電力は参考値とする。

部屋名	床面積 (m ²)	天井高 (m)	部屋容積 (m ³)	換気回数 (回/h)	換気量 (m ³ /h)
女子トイレ	26.60	2.40	63.84	10.0	638.40
男子トイレ	25.90	2.40	62.16	10.0	621.60



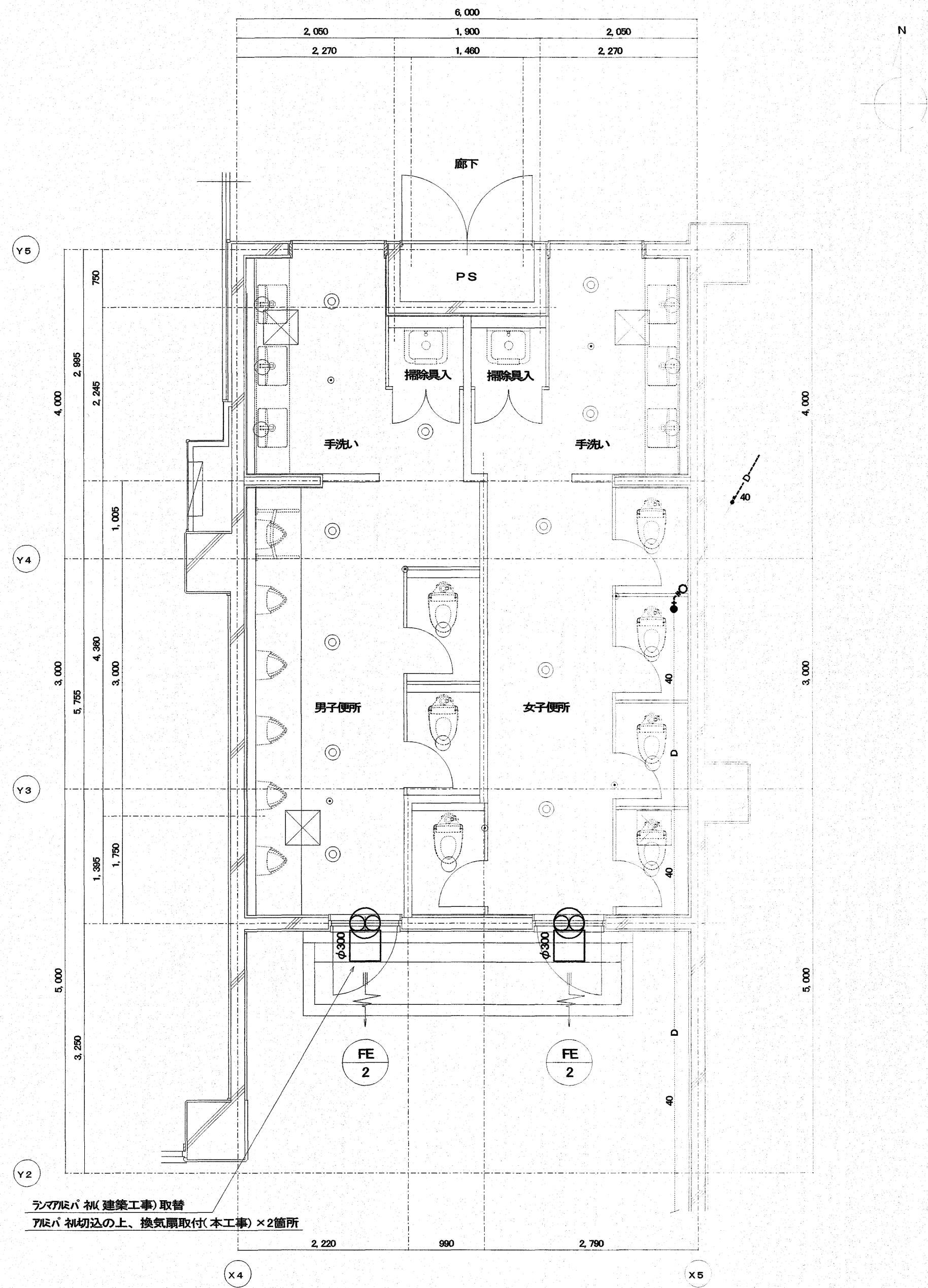
吹出口撤去×2箇所(FTRH-S)(寸法:400×200)
吹出口用BOX撤去×2箇所(寸法:600×400×300H)
GW25t内貼り、ガラスロッド押え

吸込口撤去×2箇所(H-S)(寸法:150×150)
吸込口用BOX撤去×2箇所(寸法:350×350×300H)
GW25t内貼り、ガラスロッド押え

吸込口撤去×4箇所(H-S)(寸法:300×250)
吸込口用BOX撤去×4箇所(寸法:500×450×300H)
GW25t内貼り、ガラスロッド押え

凡例	
	機器及びダクトを本工事にて撤去・処分する
	既設天井点検口(450×450)を示す

【改修前】1階普通教室便所(西) 平面詳細図 S=1:50



ラバアバ 柵(建築工事)取替
アバ 柵切込の上、換気扇取付(本工事)×2箇所

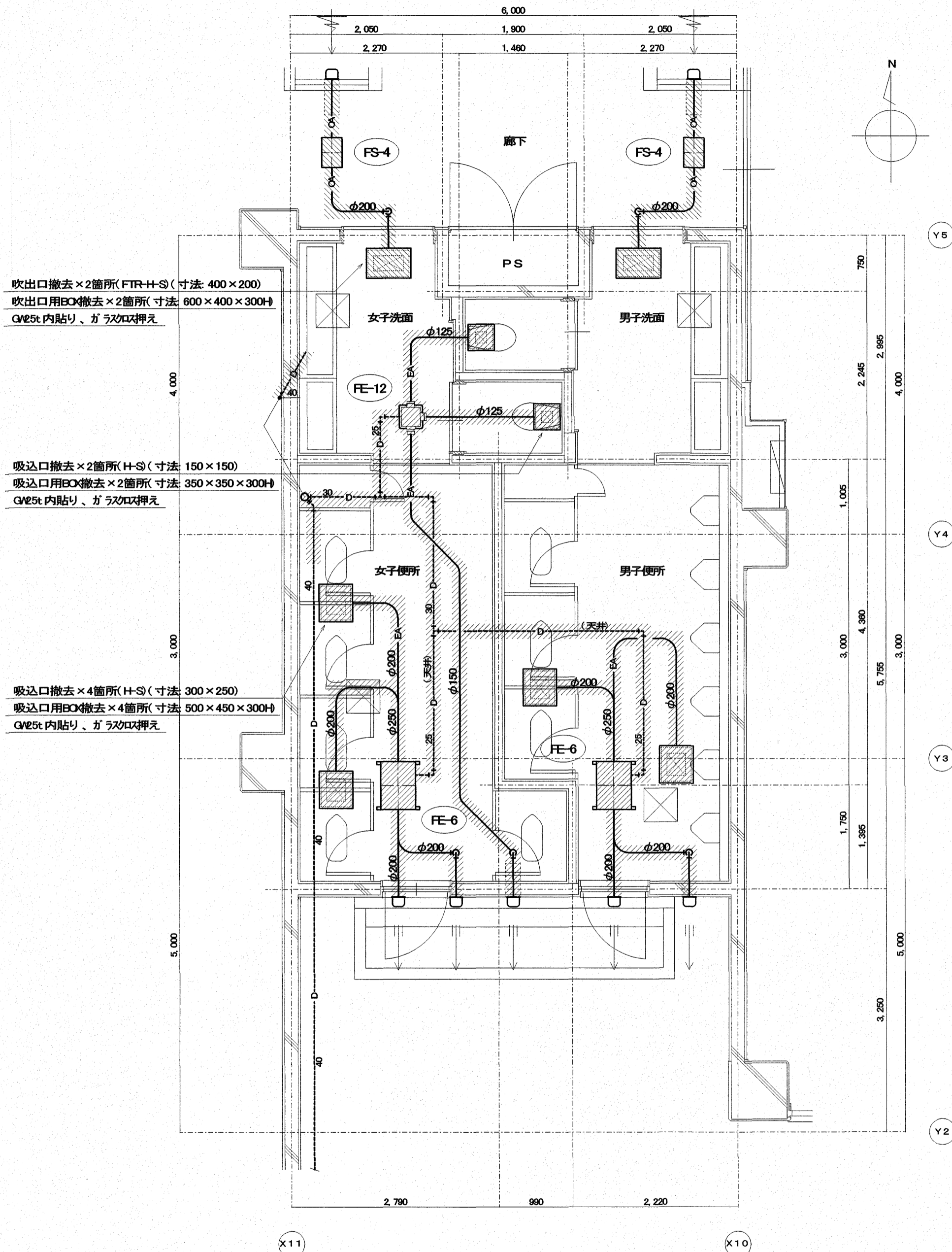
凡例	
	既設ダクト・配管接続部を示す
	新設天井点検口(450×450)を示す(建築工事)

【改修後】1階普通教室便所(西) 平面詳細図 S=1:50

床ダイヤドリル貫通箇所 貫通径 × 厚み ドレン φ75 × 200L 1

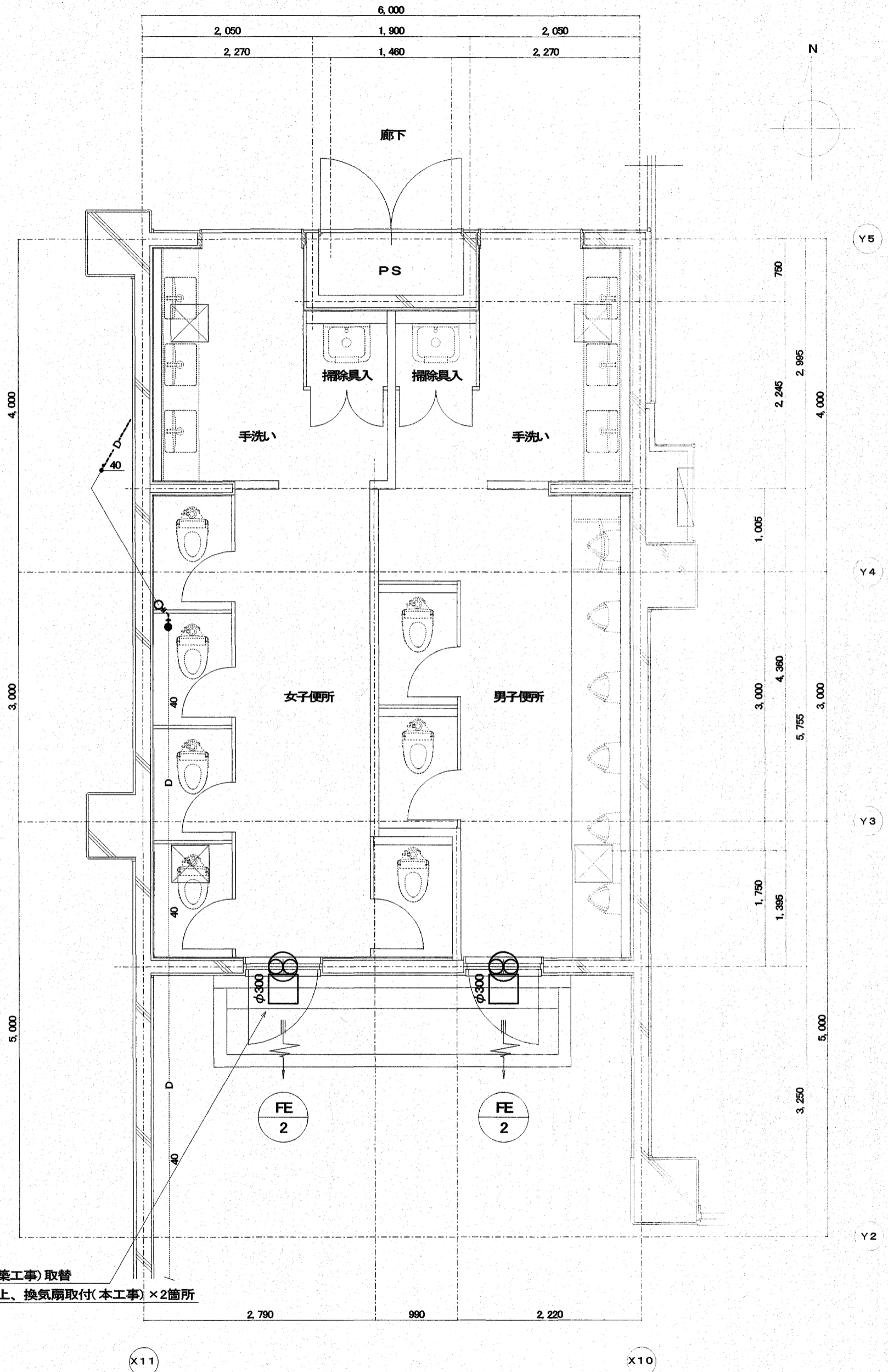
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@cb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事	設計年月 R07.11	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	図面No.
	図面名称 改修前後 換気設備 1階普通教室便所(西) 平面詳細図	縮尺 1/50	前田	戸田		伊藤	松本	M-13		



- 凡例
- 機器及びダクトを本工事にて撤去・処分する
 - 既設天井点検口(450×450)を示す

【改修前】1階普通教室便所(東) 平面詳細図 S=1:50



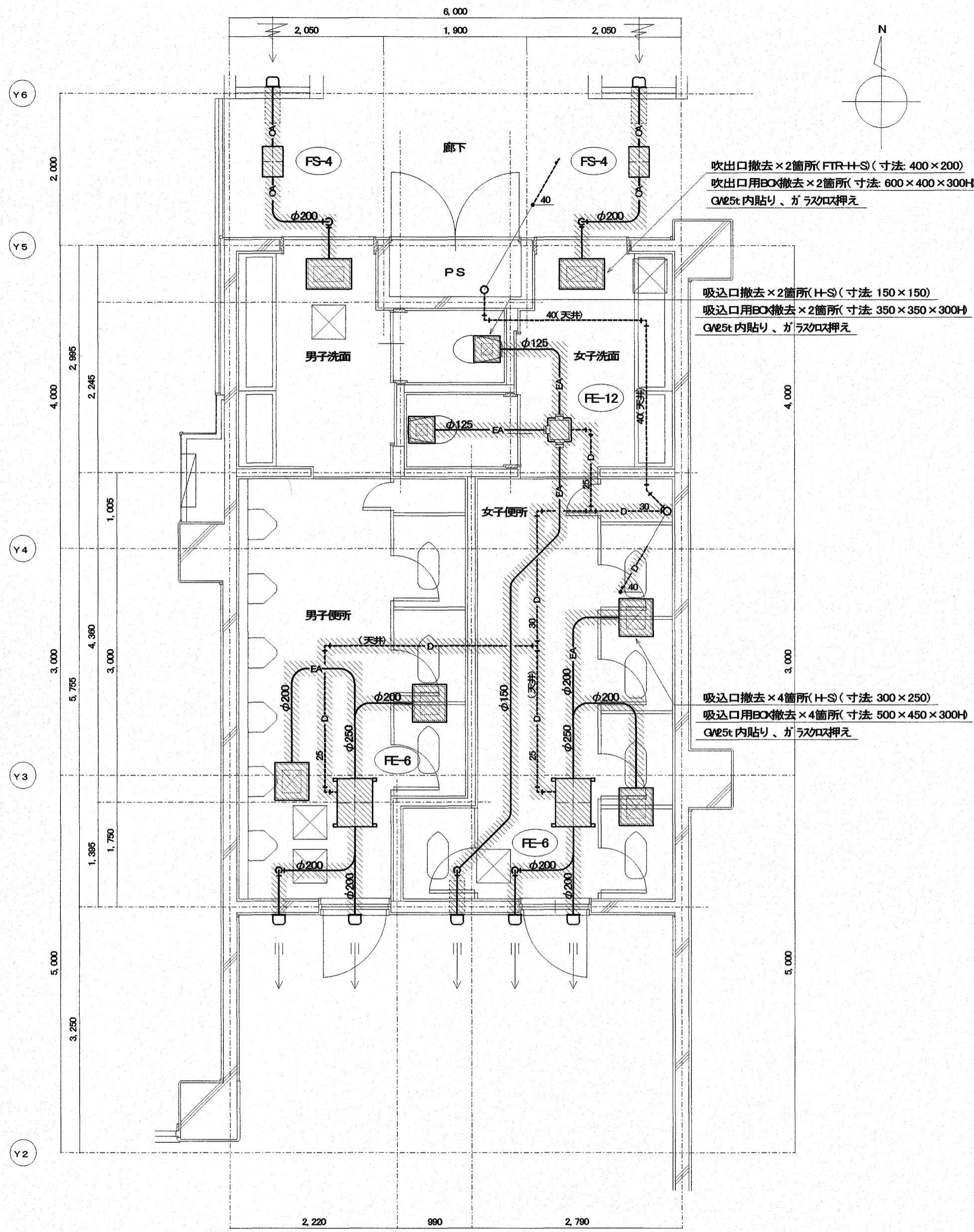
- 凡例
- 既設ダクト 接続部を示す
 - 新設天井点検口(450×450)を示す(建築工事)

【改修後】1階普通教室便所(東) 平面詳細図 S=1:50

床ダイヤドリル貫通箇所
貫通径 × 厚み ドレン
φ75 × 200L 1

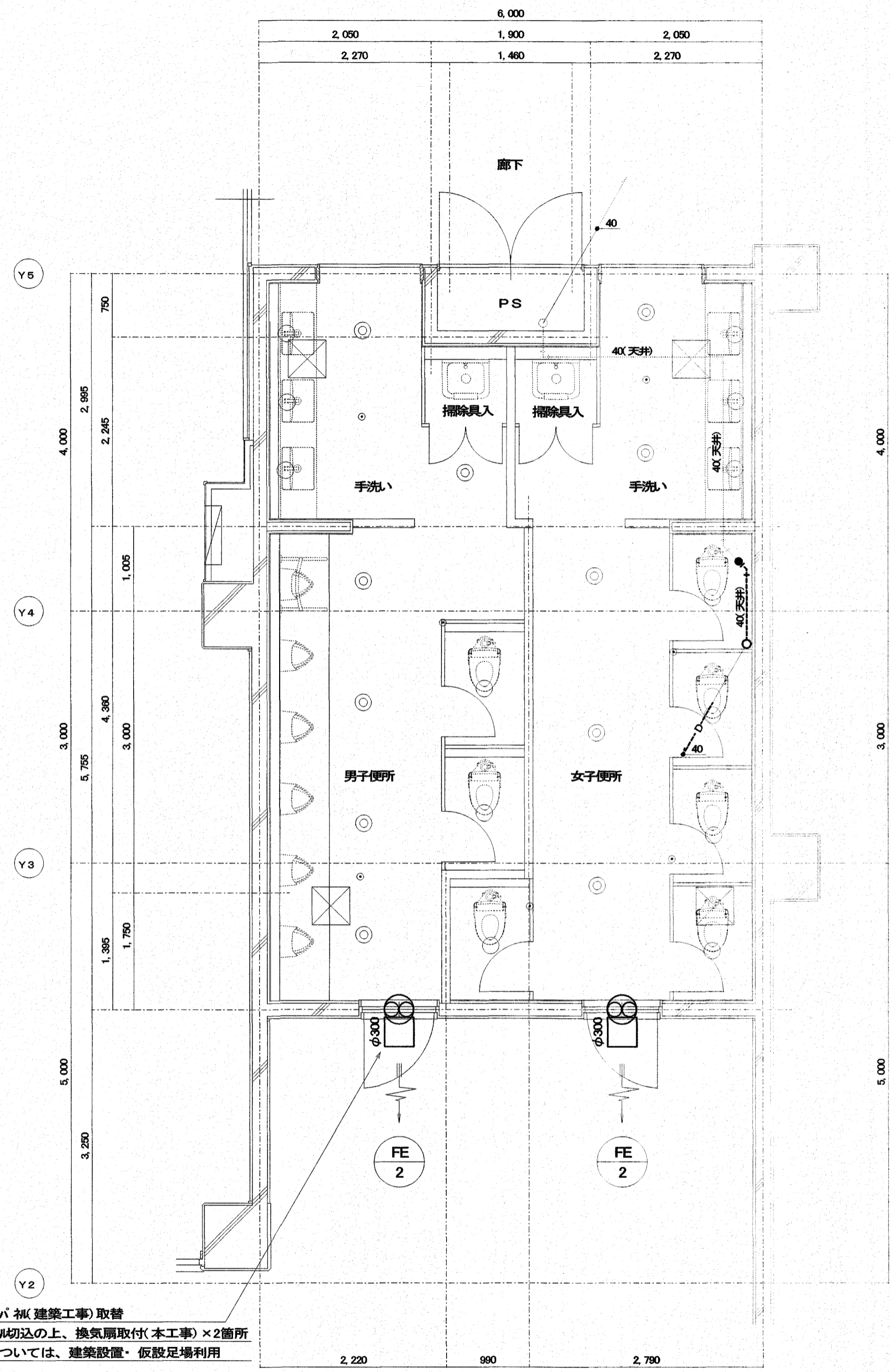
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@cb-net.ne.jp Fax: 088-880-3580	設計	工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 改修前後 換気設備 1階普通教室便所(東) 平面詳細図	設計年月 F07.11 縮尺 1/50	高知市都市建設部公共建築課 係 係長 課長補佐 課長 前田 戸田 伊藤 松本	図面No. M-14



【改修前】2階普通教室便所(西) 平面詳細図 S=1:50

凡例	
	機器及びダクトを本工事にて撤去・処分する
	既設天井点検口(450×450)を示す



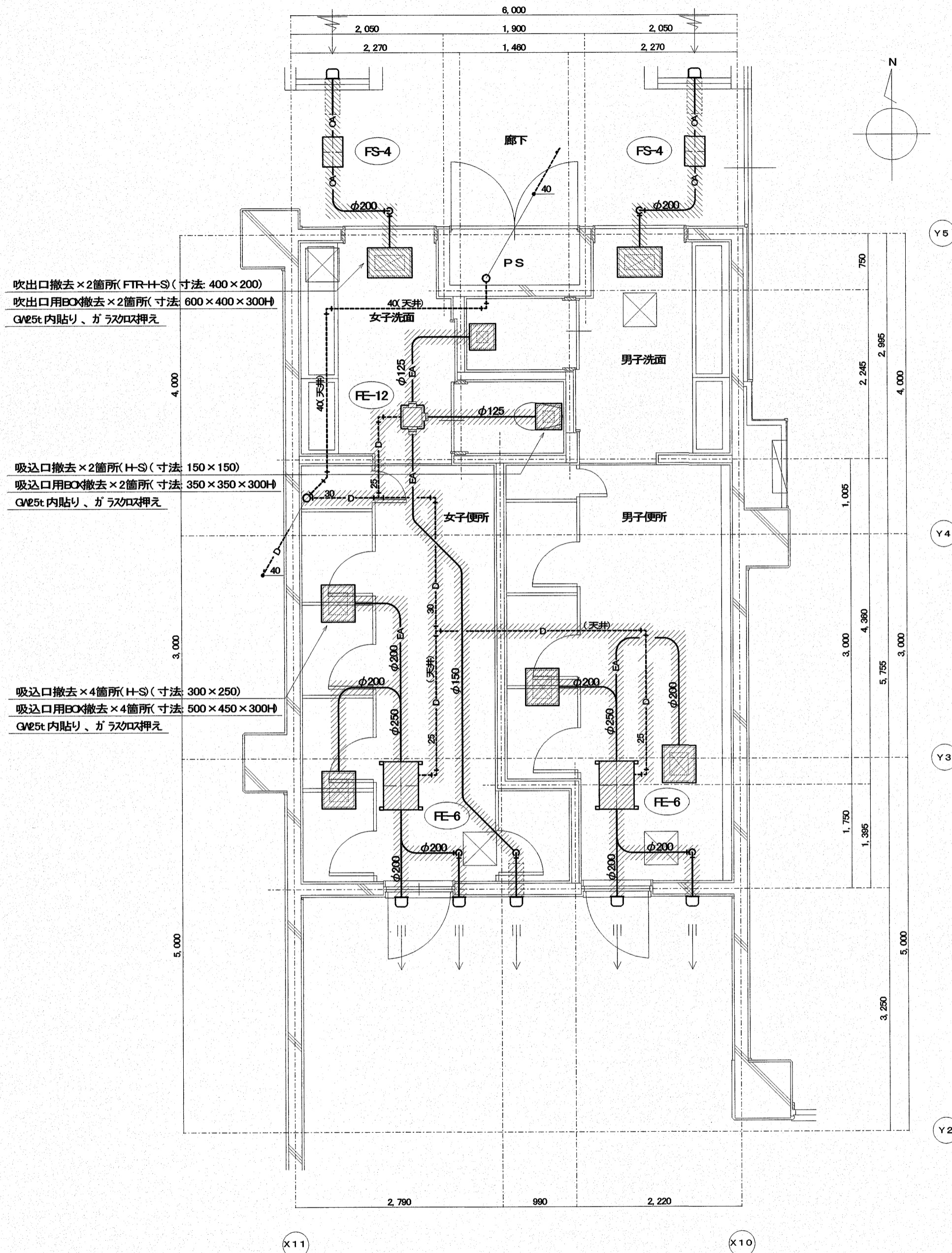
【改修後】2階普通教室便所(西) 平面詳細図 S=1:50

凡例	
	既設ダクト・配管接続部を示す
	新設天井点検口(450×450)を示す(建築工事)

床ダイヤドリル貫通箇所 貫通径 × 厚み ドレン φ75 × 200L	1
-------------------------------------------	---

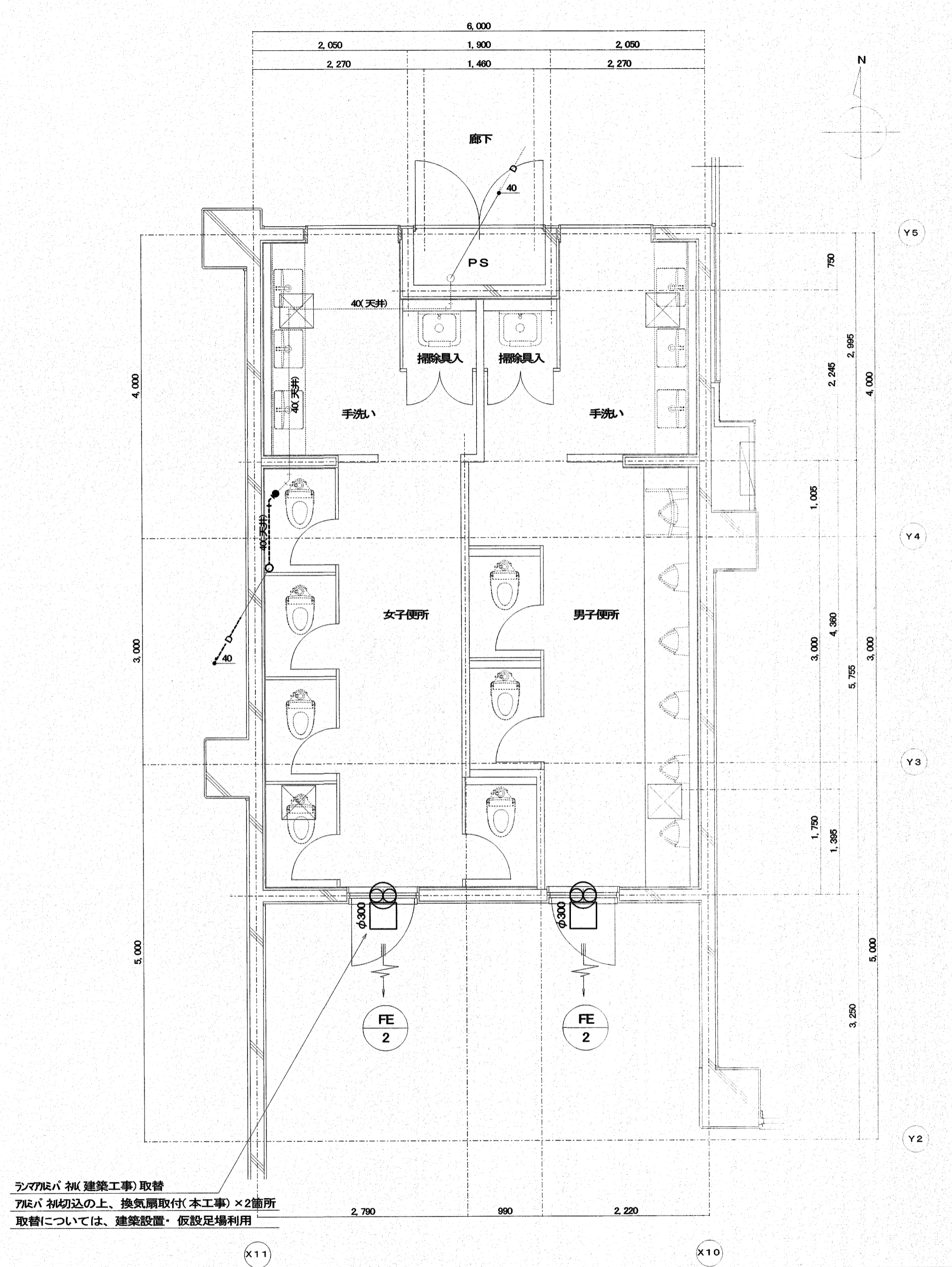
出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 089-880-3566 E-mail: t004@kcb-net.ne.jp Fax: 089-880-3580	設計 工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 改修前後 換気設備 2階普通教室便所(西) 平面詳細図	設計年月 R07.11 縮尺 1/50	高知市都市建設部公共建築課	係 	係長 	課長補佐 	課長 	図面No. M-15



凡例	
	機器及びダクトを本工事にて撤去・処分する
	既設天井点検口(450×450)を示す

【改修前】2階普通教室(便所東) 平面詳細図 S=1:50



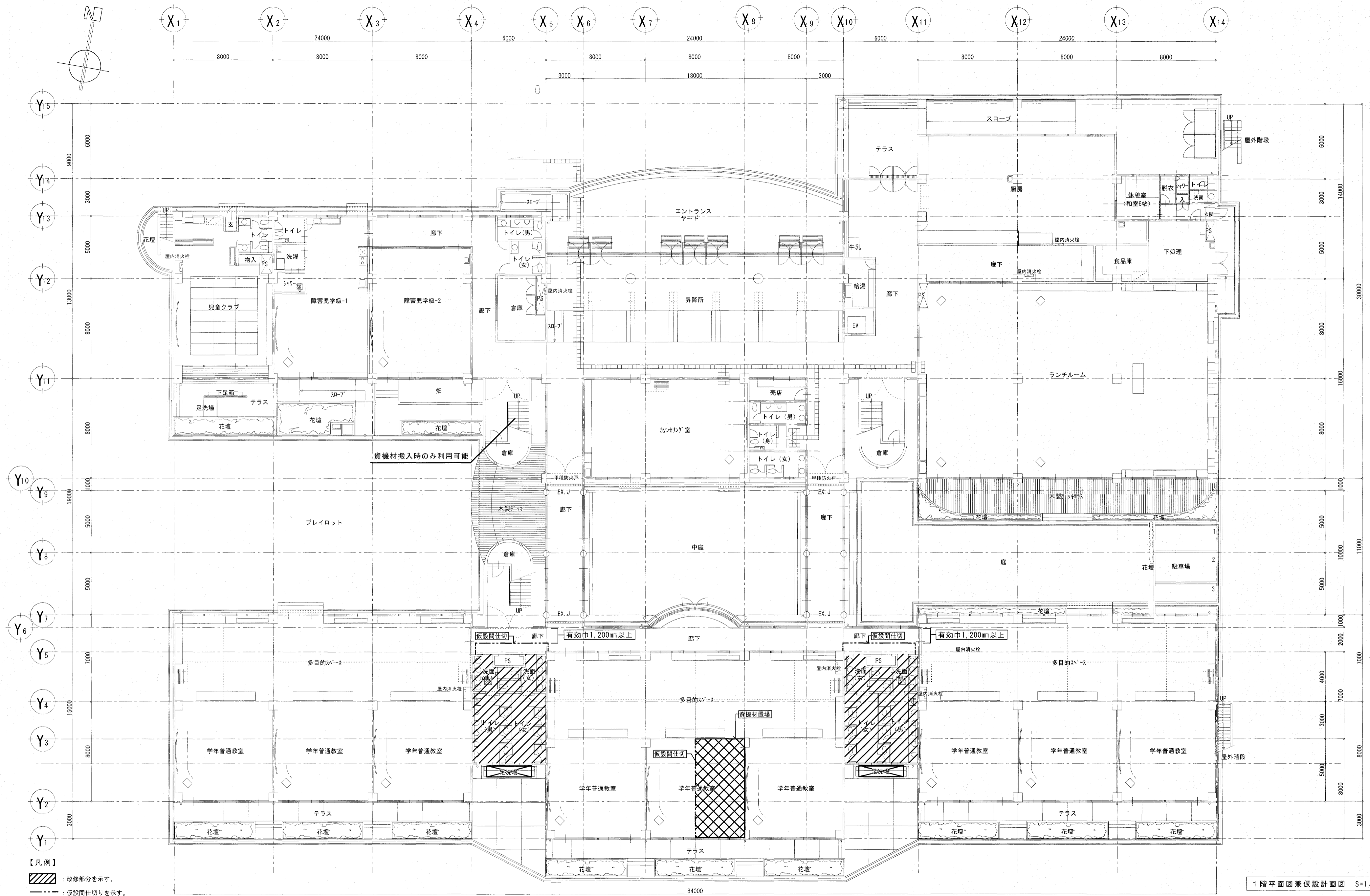
凡例	
	既設ダクト 接続部を示す
	新設天井点検口(450×450)を示す(建築工事)

【改修後】2階普通教室(便所東) 平面詳細図 S=1:50

床ダイヤドリル貫通箇所 貫通径 × 厚み ドレン φ75 × 200L	1
-------------------------------------------	---

出図 A2 100% → A3 71%縮小

特 記	有限会社 常石設備設計室 二級建築士事務所(高知県知事登録2077号) 二級建築士登録 第3599号(高知県) 管理建築士(常石 忠) 〒781-5108 高知市潮見台一丁目2407番地 Tel: 088-880-3566 E-mail: t004@cb-net.ne.jp Fax: 088-880-3590	設計	工事名称 江陽小学校南舎トイレ改修機械設備工事 図面名称 改修前後 換気設備 2階普通教室(便所東) 平面詳細図	設計年月 F07.11 縮尺 1/50	高知市都市建設部公共建築課 係長 戸田 伊藤 松本	係 係長 戸田 伊藤 松本 課長 伊藤 松本	図面No. M-16
	前田 戸田 伊藤 松本						



- 【凡例】
- : 改修部分を示す。
 - : 仮設間仕切りを示す。
 - : 昇降用足場設置可能場所

1階平面図兼仮設計計画図 S=1/200

参考図 (A3版は) A2 → A3縮小

高知市 都市建設部 公共建築課
係 係長 課長補佐 課長

株式会社 RISE 設計事務所

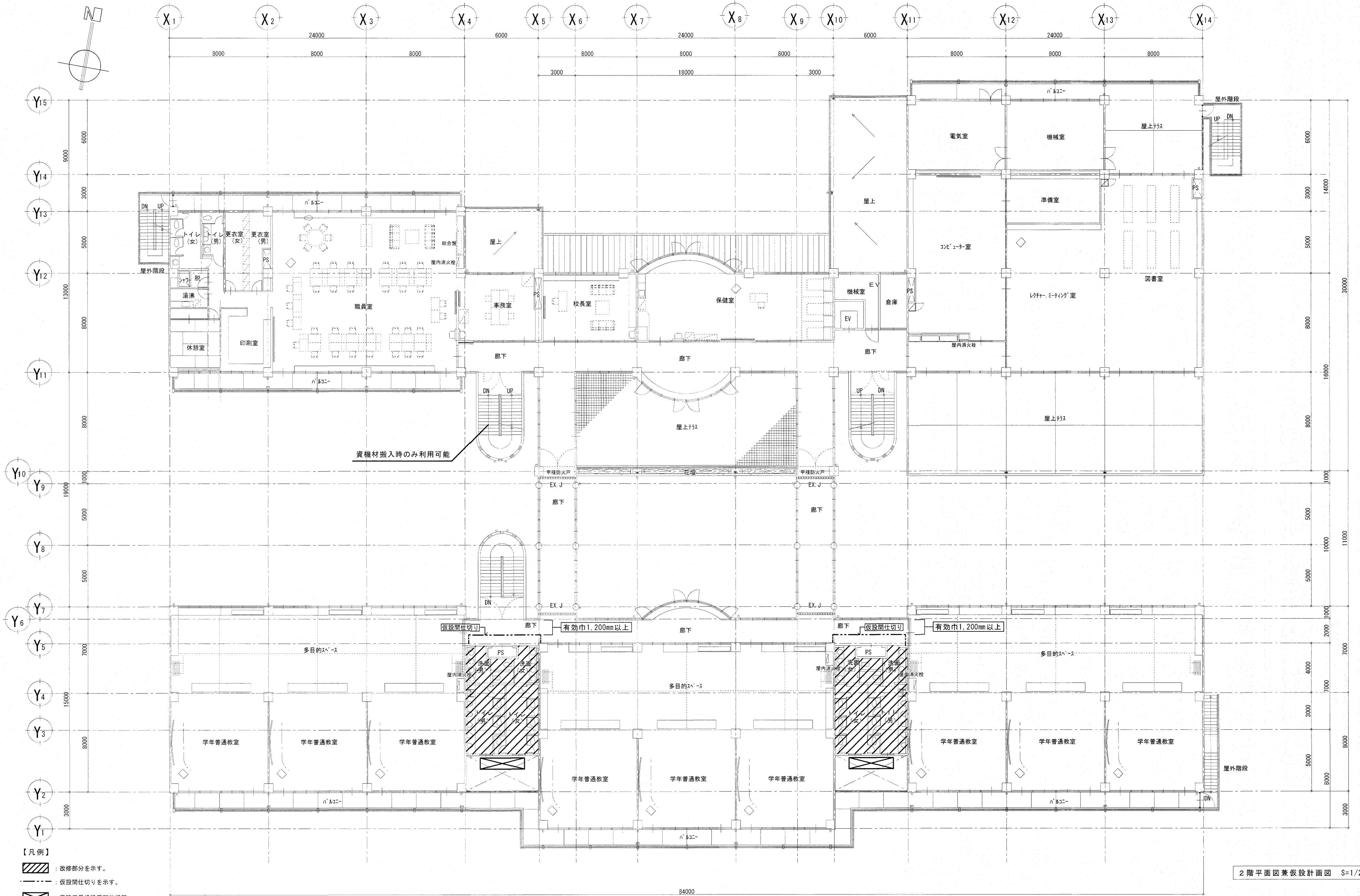
江陽小学校南舎トイレ改修工事

1階平面図兼仮設計計画図

SCALE
1:200
09
A

管理建築士 一級建築士大臣登録 第189030号 植村佳史

PLANNING NO. DATE DRAWING BY CHECKED BY



- 【凡例】
- : 改修部分を示す。
 - : 仮設間仕切りを示す。
 - : 昇降用足場設置可能場所

2階平面図兼仮設計計画図 S=1/200

参考図 (A3版は) A2 → A3縮小

高知市 都市建設部 公共建築課
係長 課長補佐 課長

株式会社 RISE 設計事務所
管理建築士 一級建築士大臣登録 第189030号 植村佳史

江陽小学校南舎トイレ改修工事
PLANNING NO. DATE DRAWING BY CHECKED BY

2階平面図兼仮設計計画図

SCALE 1:200 10/A